



発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治区33番地
電話 3141 49
印刷所 新進堂印刷

明るい
まちづくり
ついでましよう
(宇治市民憲章から)

火から守ろう命と財産

28日から春の火災予防運動



寝る前にもう一度
・戸じまり、火の元、ガス元コックの点検
・午後10時は我が家の火の元点検タイム

使う火は消すまで 離すな目と心

ことしに入って、早くも建物火災が五件も発生、焼死者もあいついでいます。これは近年にない異常事態で、春の火災予防運動がはじまるこの機会に、市民のみならず一人ひとりが防火点検を強めたいものです。



家庭に眠っている不用品を持ち寄って、市のお金を準備して、不用品交換市

二月九日、「不用品交換市」が市民会館で開催されました。出品された商品は、ふろしきや交、ガストープ、子供用自転車、そのほか衣類や陶器類など五百八十三品。

大にきわい

不用品交換市

十一月に開催された、つるかめにおおむね百人の買客にひびきかけた。衣類の一部を焼きたちまきもあつち、大盛況でした。売上金額は約一千五百円で、その一部が社会福祉協議会へ寄付されることになりました。

家庭では

- ・たばこの持ち捨てを控えて、たばこは必ず消してしまおう。
- ・暖房器具は正しく使おう。
- ・寝る前や外出前は火の元の点検。
- ・子どもが火遊びしていないか気配をしましょう。
- ・たき火は十分安全確認。
- ・火災時の消火活動、老人や乳幼児の避難方法の徹底。
- ・（老人や子ども、病人は一階などの逃げやすい場所へ誘導させるようにし、また、寝がせたまま出さないように）
- ・毎月一日、十五日に家庭防火会議を開催しよう。
- ・消火器や水バケツは常備意識をしましょう。

職場では

- ・放火設備を利用して、防火の呼びかけをしましょう。
- ・職場で火災予防の話し合いを、防火責任者は自主点検。
- ・避難の消火の訓練を、避難方法や火災警報の点検をしましょう。
- ・立寄る場所の整理整頓を、立寄板で防火を呼びかけよう。

使う火は消すまで離すな目と心
二月二十八日から三月三日まで、市一斉に「春の火災予防運動」が展開されます。これからの季節は暖か乾燥し、ちょっとした不注意で火災が起りやすくなっています。

そして、二階の焼死火災の原因はいずれも曲ストープの取り扱いは不適切なものであります。また、宇治消防本部では、「春の火災予防運動」期間中、山火防止のための山火トロー、旅籠、一般家庭の防火防、危険物運搬車の一斉点検などを行っています。

防火の心得

- ・家庭や職場から火事出さないために、次のことを心にとりかけ、火事のない宇治市を。

財政自主再建計画

歳出は、人件費、物件費補助費、公債費、そのほかの経費に大別されますが、今回は人件費と物件費の項目を重点的に自主再建計画の中、どのように取り組みしてまいらうかについてお知らせいたします。

人件費

職員給与は、この計画実施に先立ち、また、昨年四月に打ちのぼつて身下位に改定された。

④
も、前記の一律加算の額からそれぞれ千五百円ずつを減額する。時間手当は、事務事の効率的執行をはかり、極力抑制する。議員・委員の報酬も維持しない。

経費節減さらに努力

職員給与と昇給延伸など見直し
別紙の給与については、遂行期間中(五十五年度まで)は現行の支給額に準ずるものとする。また、給与改定にあたっては、「宇治市職員の給与に関する条例」の給料表に一律六千五百円の上乗せが規定されているが、この額から千円を減額する。昭和五十四年度(五十五年度)の両年度の給与改定において、

物件費
一方、物件費については、昭和五十五年度以降の財政の洗い直しのなかで、まことに今後、

物件費については、昭和五十五年度以降の財政の洗い直しのなかで、まことに今後、

申告はお早めに

市・府民税 3月15日まで

昭和五十三年度の市・府民税の申告期間は、三月十五日となっております。また、この人は、早くに申告をおこなうと、

- ・3月2日 自派公債
- ・3月3日 六地蔵公債
- ・3月3日 鈴ヶ丘公債
- ・3月6日 西小倉集会所
- ・3月7日 伊勢田六地蔵
- ・3月8日 東宇治消防分署
- ・3月9日 西大久保集会所
- ・3月9日 大陽銀行
- ・3月10日 木崎公民館

申告は、いづれも午前10時から午後4時まで。ただし、9日午前10時から午後5時まで。

(市民課)

南京信 定期預金

財産づくりのエース

* 期間中10万円以上の定期預金(期間1年以上)を新規にお預け入れの方に「梅のガラス小鉢」をさしあげます。

期間 2月16日 → 3月31日

南京都信用金庫

